

介護福祉士によるストーマ装具の交換に関する調査報告書

平成 1 8 年 1 1 月

社団法人 日本オストミー協会

目 次

I. はじめに	3
II. アンケート結果の概要	3
1. 介護福祉士の属性	3
(1) 性別	
(2) 年齢構成	
(3) 資格	
(4) ホームヘルパーの級数	
(5) サービスの内容	
2. ストーマ装具の交換について	4
(1) ストーマ装具交換の経験	
(2) ストーマ装具を交換したストーマ種別	
(3) ストーマ装具交換の指示者	
(4) ストーマ装具交換の目的	
(5) ストーマ装具交換の仕方	
(6) ストーマ装具を全て交換した時の処置方法	
(7) ストーマ装具交換時の事故・ケガ	
(8) ストーマ装具の交換を介護福祉士の業務とすべきか	
(9) 介護福祉士の業務とした場合の研修について	
(10) ストーマ装具の交換をホームヘルパーの業務とすべきか	
(11) ホームヘルパーの業務とした場合の研修について	
III. 考 察	7
1. 介護現場におけるストーマ装具交換の実態	7
2. アンケートで明らかになった介護職のニーズ	7
IV. 日本オストミー協会の主張	8

介護福祉士によるストーマ装具の交換に関する調査報告書

I. はじめに

この報告書は、(社)日本介護福祉士会の全面的なご協力を得て実施した「ストーマ装具の交換」に関するアンケート結果をまとめたものである。

今回の調査は、オストメイトの排泄物処理に必要なストーマ装具の交換が介護職の業務として認められていない現状において、オストメイトの排泄介助が介護現場でどのように行われているのかその実態を解明し、これらエビデンスをもとに改善の具体化を図ることを目的として実施した。この調査結果に基づいて、オストメイトにやさしい介護サービスのあり方を行政及び医療の関係者に質し、併せて問題点の改善を強く要求していくものである。

(社)日本オストミー協会では、介護保険法改正の平成12年から厚生労働省における『ストーマ装具交換は医行為の範疇』という広義の解釈に反論し、介護サービスにおけるオストメイトの排泄物処理には24時間態勢で対処する必要があると、従って、在宅介護と施設介護とを問わず、看護職と介護職とのタイアップによる機動的な体制の確立が必要であると要望してきた。

しかしながら、厚生労働省の見解は「ストーマ装具の交換には感染症の危険が伴うので、これの行為は医行為とする。」ということに固守し、介護福祉士やホームヘルパーの介護職に対してストーマ装具の交換を認めないという状況が続いている。当協会としては、このような介護現場の実態とかけ離れた解釈の継続は、今後のオストメイトの高齢化に伴い介護現場において混乱の拡大を招くばかりでなく、事態の改善を図る適切な対策が講じられなければ不測の事態を誘起することになると危惧している。

今回の調査結果により明らかになった介護現場の実態に照らして、ここに改めて社会的なご理解を仰ぎ、介護職が介護の現場において直面しているストーマ装具交換の行為をめぐる問題の解決に、前向きな判断とご協力のほどをお願い申し上げます。

今回の調査に当たり、(社)日本介護福祉士会に協力を賜りここに厚く謝意を表す。

☆調査対象（サンプル）と調査手法

- * サンプル数 3,000 票
- * 回収数 879 票
- * 回収率 29.3%
- * サンプル抽出法 (社)日本介護福祉士会の支部毎の1割を対象に無作為抽出
- * 質問 質問票によるアンケート方式

☆調査事項<調査質問票は巻末に掲載>

- * サンプル属性 (性別、満年齢、資格)
- * ストーマ装具の交換に関する事項

☆調査期間

平成18年2月1日～2月15日

II. アンケート結果の概要

1. 介護福祉士の属性

(1) 性別

調査の対象となった男女の比率は、「男性」10.6%、「女性」89.4%となっている。(表1)

表 1. アンケート回答者の性別（無回答を除く）

	男性	女性	合計
件数	93	785	878
%	10.6	89.4	

(2)年齢構成

年齢構成を見ると、「50歳代」が37.5%、「40歳代」が20.8%と「40歳以上」が70%近くを占めている。（表2）

表 2. 年齢構成（無回答を除く）

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
件数	155	115	182	328	88	8	876
%	17.7	13.1	20.8	37.5	10	0.9	

(3)資 格

回答者の持っている資格について複数回答で聞いた。「介護福祉士」が99.3%とほとんどを占めており、「ホームヘルパー」が19.4%で「その他」が24.2%である。（表3）

表 3. 資 格（複数回答）

	介護福祉士	ホームヘルパー	その他	合計
人数	871	170	212	877
%	99.3	19.4	24.2	

(4)ホームヘルパーの級数

ホームヘルパー172人のうち「1級」が82人、「2級」が88人、「3級」が2人で、1級と2級が約半々になっている。（表4）

表 4. ホームヘルパーの級数

	1級	2級	3級	合計
人数	82	88	2	172
%	47.7	51.2	1.1	

(5)サービスの内容

現在行っているサービスの内容を複数回答で聞いた。「施設」が40.8%、「訪問」が21.9%で「介護専門員」が16.9%、となっている。（表5）

表 5. サービスの内容（複数回答）

	訪問	通所	施設	介護専門員	その他	合計
人数	185	92	345	136	187	845
%	21.9	10.9	40.8	16.9	22.1	

2. ストーマ装具の交換について

(1)ストーマ装具交換の経験

ストーマ装具の交換をした事があるかを聞いた。「ある」とした回答が53.2%、「なし」との回答は46.8%で、交換したことがあるというのが過半数を占めている。（表6）

表 6. ストーマ装具交換の経験

	経験あり	経験なし	合計
人数	467	410	877
%	53.2	46.8	

(2)ストーマ装具を交換したストーマ種別

ストーマ装具交換の経験がある場合の利用者のストーマ種別を聞いた。（表7）

表7. ストーマ装具交換の利用者のストーマ種別

	人工肛門	人工膀胱	両方	合計
件数	389	19	53	461
%	84.4	4.1	11.5	

(3) ストーマ装具交換の指示者

だれの指示によりストーマ装具を交換したか複数回答で聞いた。「看護師」が67.4%、「本人」が30.9%、「上司」が23.9%、「家族」が17.4%となっていて、「医師」が11.1%、「自主的に行った」のは7.4%と少なくなっている。(表8)

表8. ストーマ装具交換の指示者 (複数回答)

	医師	看護師	介護支援専門員	上司	本人	家族	自主的	その他	合計
人数	51	310	12	110	142	80	34	25	460
%	11.1	67.4	2.6	23.9	30.9	17.4	7.4	5.4	

(4) ストーマ装具交換の目的

ストーマ装具を交換したときの状態を複数回答で聞いた。「袋の中に排泄物が溜まっていた」が78.2%、「排泄物が漏れて汚れていた」が57.5%、「排泄物が漏れそうになっていた」が34.9%、「ストーマ装具が剥れそうになっていた」が26.3%のほか、「不快感を訴えた」ので交換したが25.9%となっている。

ストーマ装具の袋の中に排泄物が溜まっているとか漏れて汚れていれば、資格がないからといって放置しておくことができず交換しなければならないことを示している。(表9)

表9. ストーマ装具交換の目的 (複数回答)

	漏れて汚れていた	漏れそうになっていた	袋の中に溜まっていた	不快感を訴えた	剥れそうになっていた	その他	合計
人数	267	162	363	120	122	72	464
%	57.5	34.9	78.2	25.9	26.3	15.5	

(5) ストーマ装具の交換の仕方

ストーマ装具の交換をどのように行ったかを複数回答で聞いた。「全ての交換を看護師や本人、家族の指示で行った」が47.3%、「全ての交換を単独で行った」が39.3%を占めている。そのほかに厚生労働省が介護職の行為として認めている「二品型のパウチ(袋)のみの交換」が41.5%、「排泄物をパウチ(袋)から出した」が39.7%となっている。(表10)

表10. ストーマ装具の交換の仕方 (複数回答)

	全ての交換を単独実施	看護師・本人・家族の指示ですべて交換	二品型の袋のみ交換	便や尿を袋から排出	その他	合計
人数	182	219	192	184	20	463
%	39.3	47.3	41.5	39.7	4.3	

(6) ストーマ装具を全て交換したときの処置方法

ストーマ装具交換時の処置方法について複数回答で聞いた。「肌についた便や尿の汚れをふき取り交換した」が70.4%で、「肌に付着した汚れを水や石鹸で洗い交換した」が39.2%となっている。そのほかに「看護師、本人、家族の指示通りに実施し交換」が50%近くある。(表11)

表11. ストーマ装具を全て交換したときの処置方法 (複数回答)

	肌についた便や尿をふき取り・交換	肌に付着した汚れを水や石鹸で洗い・交換	看護師、本人、家族の指示通り実施・交換	その他	合計
人数	286	159	197	13	406
%	70.4	39.2	48.5	3.2	

(7) ストーマ装具交換時の事故・ケガ

「事故やケガをさせたことがない」との回答が99.6%、「ある」との回答は0.4%である。回答者459人中2人で事故・ケガがあったことになるが、これは研修を行うことにより解決できると考えられる。(表12)

表12. ストーマ装具交換時の事故・ケガ

	ない	ある	合計
人数	457	2	459
%	99.6	0.4	

(8) ストーマ装具の交換を介護福祉士の業務とすべきか

ストーマ装具の交換を「業務とすべき」が64.0%、「業務とすべきでない」が10.4%、「分からない」が25.6%となっている。60%以上が業務とすべきだとしているのは、介護の現場で切実に感じ必要に迫られているものと思われる。(表13)

表13. ストーマ装具の交換を介護福祉士の業務とすべきか

	業務とすべきだ	業務とすべきでない	分からない	合計
人数	535	87	214	836
%	64.0	10.4	25.6	

(9) 介護福祉士の業務とした場合の研修について

前(8)問に関連して、ストーマ装具交換の研修について複数回答で聞いた。「実技・実習」が95.1%、「講義」が49.9%となっていて、実技演習の必要性を強く感じていると見られる。(表14)

表14. 介護福祉士の業務とした場合の研修 (複数回答)

	講義	実技・実習	試験	研修は必要ない	合計
人数	266	507	54	9	533
%	49.9	95.1	10.1	1.7	

(10) ストーマ装具交換をホームヘルパーの業務とすべきか

参考までに、ホームヘルパーがストーマ装具交換を行う行為の必要性を質したところ、「業務とすべき」が44.8%、「業務とすべきでない」が25.6%、「分からない」が29.6%となっている。(表15)

表15. ホームヘルパーの業務とすべきか

	業務とすべきだ	業務とすべきでない	分からない	合計
人数	363	207	240	810
%	44.8	25.6	29.6	

(11) ホームヘルパーの業務とした場合の研修について

前(10)問に関連して、ストーマ装具交換の研修について複数回答で聞いた。「実技・実習」が96.4%、「講義」が56.0%となっていて、介護福祉士の場合と同じような回答となっている。(表16)

表16. ホームヘルパーの業務とした場合の研修 (複数回答)

	講義	実技・実習	試験	研修は必要ない	合計
人数	202	348	40	4	361
%	56.0	96.4	11.1	1.1	

Ⅲ. 考 察

1. 介護現場におけるストーマ装具交換の実態

- ① ストーマ装具を交換したことのある介護福祉士は50%を超えている。その行為の範囲は、介護職の業務範囲内である二品型ストーマ装具のパウチ(袋)のみの交換及びストーマ装具のパウチ(袋)からの便や尿の排出のみの行為のほか、業務範囲外とされているストーマ装具のすべての交換にも行為が及んでいる。これらの行為の中で、ストーマ装具のすべての交換を介護職が単独で実施している約40%のケースでは、どのような問題が起きているのか懸念される。

ストーマ装具交換時に必要とされる排泄物や皮膚の汚れの洗浄は40%程度であり、単なる排泄物の拭き取り程度で済ませている雑なケースが70%も占めている状態は不適切であり、何らかの指導が必要である。

- ② オストメイトの排泄介助においては、介護職が業務範囲外の領域にまで行為の幅を広げて実施している実態が今回の調査で判明した。すなわち、ストーマ部位の皮膚に接着させている二品型の皮膚保護剤の交換、及び皮膚保護剤とパウチ(袋)が一体構造となっている一品型のストーマ装具の交換などは介護職に認められていない行為である。

しかしながら、介護現場でオストメイトと向き合って介護に取り組んでいる介護職が、排泄物の付着により発生している皮膚の痛みやかゆみ、臭い、衣服・寝具の汚れなど悲惨な状態を目にして、さらには本人の愁訴を受けて戸惑い混乱し、そして迷いながらもやむにやまれず処置している実態が浮き彫りになっている。

正に介護職は、厚生労働省のストーマ装具の交換は医行為というかたくなな解釈と、介護現場で起きている厳しい現実との狭間で混乱し憔悴していると言える。

- ③ アンケート調査の中で寄せられた意見の中から代表的なもの二つを取り上げてみる。

No.	介護福祉士の代表的意見
1	便で汚れたら当たり前前にストーマ装具を交換し、また入浴時も当たり前前に交換している。難しい技術もいらぬのに、医療行為だからといって汚れているのに放って置くほうがおかしい。医療が欲張ったらダメ、介護も恐れず自信を持つこと。
2	高齢になり他人の手を借らざるを得なくなったとき常にそばにいて、また、その人の身の回りのこと全てにおいてかかわっていくことは私たち介護職の仕事だと思っています。食事介助、入浴介助、オムツ交換と同様に、ストーマ装具の交換も介助の一つでしかありません。身体の一部であり日常生活でも排泄行為は皆同じなのに、医療と介護に線を引くのはおかしいでしょう。これについて話すこと自体おかしいと思う。

2. アンケートで明らかになった介護職のニーズ

- ① 今回の調査で、ストーマ装具の交換を介護福祉士の業務とすべきと回答している介護福祉士が60%を超え、業務とすべきでないは10%程度である。分からないという回答25.6%を含めても厚生労働省の医行為という解釈があるにもかかわらず、ストーマ装具交換を業務とするニーズが高いと見ることができる。また、ホームヘルパーの業務とすべきかについても問うたところ45%近くの介護福祉士がそうすべきであると回答し、業務とすべきでないとする25.6%を大きく引き離している。

これは現状におけるオストメイトの排泄介助に対する規制は、介護現場の実態に照らして不適切であり見直す必要があることを示している。

- ② 前項ストーマ装具交換を業務とした場合の研修については、実技・実習が圧倒的に多くを占めており、講義と実技演習を組み合わせた研修を期待していると思われる。いずれにしても研修のニーズが高いということは、介護カリキュラムにおいてストーマケアの履修が皆無に近いことのほかに、介護現場で研修の必要性を実感しているからに他ならない。

IV. 日本オストミー協会の主張

■ 当協会は、平成 12 年に厚生労働省に対し『介護保険制度におけるオストメイトのパウチ交換を医療行為から除外してホームヘルパーのサービスの範囲に含めて頂きたい』との陳情を行った。また引き続いて、平成 13 年にも『パウチ交換を身体介護の範疇とすることについての要望書』を厚生労働省へ提出した。

これら要望の主旨は、介護保険制度における「ストーマ処置」の定義を整理し、ストーマ装具からの排泄物処理及びパウチ交換をはじめ、ストーマ装具及びストーマ用品の選択・購入・管理、ストーマ装具の交換、ストーマ周辺皮膚の清拭・洗浄、スキンケアなどストーマのセルフケア範囲については、ストーマケア及び皮膚障害の手当、合併症や後遺症への対処など看護職等の医療行為と区別の上、介護職の業務とすることを提言している。

■ オストメイトの排泄はいつ起こるか予測のできない状態にあるので、介護サービスは 24 時間態勢を必要とする。なぜなら、排泄物がストーマ装具から漏れて皮膚に付着した場合、短時間で皮膚障害を起こしストーマ装具の装着が困難になる事態が発生するからである。

すなわち、訪問看護ステーションなど数少ない配置の看護師が来るまで待つ、という悠長なことは許されない事情がある。オストメイトは、介護職でも誰でもいいから手早く排泄物処理とストーマ装具交換を行ってくれる即応体制を求めている。

オストメイトにとって、本人や家族が日常的に行っている簡易な行為が医行為に該当するので、ストーマのセルフケア範囲内といえども介護職がサービスできないとする厚生労働省の解釈は理解に苦しむ問題である。今回の調査でも疑問視する声があり、社会的にも説得力に欠けると言わざるを得ない。医療サイドの一方的な判断ではなく、オストメイト及び介護現場のニーズを汲み取った厚生労働省の英断を強く求める。

■ 当協会では、厚生労働省への要望と並行して、日本看護協会及び日本介護福祉士会に対し看護職と介護職とのタイアップによるストーマケアの 24 時間態勢確立を要望している。

今回のアンケート結果を踏まえて、当協会としては改めてストーマのセルフケア範囲のすべてを医行為と断定する広義の解釈ではなく、この範囲については介護職の業務として明確に定義するよう厚生労働省及び関係方面に要求し実現化を図りたい。そしてさらには、看護職と介護職とがオーバーラップして対処する機動的なオストミー介護サービス体制の確立をお願いしたい。

■ 今回の調査においても、ストーマ装具交換を介護職の業務とした場合に研修を必要とするとの回答が多数を占めている。ストーマのセルフケア範囲は、医師及びET・WOCナースの教育によりストーマケアの知識と実技を習得した介護福祉士やホームヘルパーが、介護サービスの業務として行うことが出来るように制度化すべきである。

少なくとも、ストーマケアの基礎知識すら修得していない介護職がやむを得ない状況下とはいえ、ストーマ装具の交換を行うなどという異常な事態は可及的速やかに解消しなければならない。

最後に関係各位に対し、オストメイトの目線に立ちオストメイトとその家族の切実なニーズに応じて、問題解決に向けた早急な取り組みをお願いしたい。